令和７年３月１４日
国土交通省関東地方整備局
企画部

「土木工事電子書類スリム化ガイド」に関するアンケート調査結果

～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

関東地方整備局では、令和６年３月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」（以下、スリム化ガイド）をバージョンアップし、工事書類を必要最小限にスリム化（簡素化）する取組を進めています。この度スリム化ガイド等について、その効果や課題を把握しより良いものとしていくため、受注者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果をとりまとめましたのでお知らせします。

【アンケート調査結果のポイント】

○受注者から「スリム化ガイドを知っている」、「スリム化ガイドはわかりやすい」と引き続き好評をいただいておりますが、アンケート調査により以下の課題等が明らかになりました。
- ・設計審査会（工事着手前）は維持工事で開催されていないとの回答が約３割ありました。
- ・設計図書修正（構造計算を伴うものや大幅な修正）を受注者が対応し、かつ費用をみてもらえなかったとの回答が約５割ありました。
- ・スリム化ガイドへの具体的な改善要望を約２割の受注者からいただきました。特にワンデーレスポンスに関するものが最も多い結果となり、前回のスリム化ガイド改定時に盛り込んだウィークリースタンスについても多くの改善要望をいただきました。

○昨年度のアンケート結果で、出張所オリジナル様式の指定により作業の手戻りとなったケースがあったため、今回、いわゆる「ローカルルール」についてのアンケートを実施したところ、一部の工事において、独自書類や独自様式の指示があったとの回答がありました。

○以上の課題等について対応するため、スリム化ガイドを３月中に改定します。

※「土木工事電子書類スリム化ガイド」、「土木工事電子書類作成マニュアル」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。
掲載場所：関東地整ＨＰ　＞　技術情報　＞　公共工事の品質確保　＞　工事書類の簡素化

＜発表記者クラブ＞　竹芝記者クラブ　神奈川建設記者会　埼玉県政記者クラブ

＜問い合わせ先＞
関東地方整備局 企画部
電話：０４８－６０１－３１５１（代表）　FAX：０４８－６００－１３７５
技術管理課　課長　　　佐藤（さとう）（内線：３３１１）
技術調査課　課長補佐　伊藤（いとう）（内線：３２５２）

土木工事電子書類スリム化ガイド　アンケートの実施について

①目的

　スリム化ガイドの周知状況や活用状況等を把握し、その効果を確認するとともに、今後のフォローアップ検討に資する

②形式

・WEBアンケート

③対象者

・受注者（工期末が令和6年11月1日以降の工事）

④時期

・R6年12月1日～12月20日

⑤回答件数

・334社／対象425社（回答率：78．6％）
（662件／対象1083件（回答率：61．1％））

※アンケート結果は、受注者からの回答を集計したものであり、事実確認を行ったものではありません。

土木工事電子書類スリム化ガイド　アンケート結果について

Q1-1　スリム化ガイド認知度

【アンケート結果】

スリム化ガイドを“知っている”という回答が 99%。

“知らない”という回答も僅かにあったが、スリム化ガイドは受注者には浸透していることが確認できた。

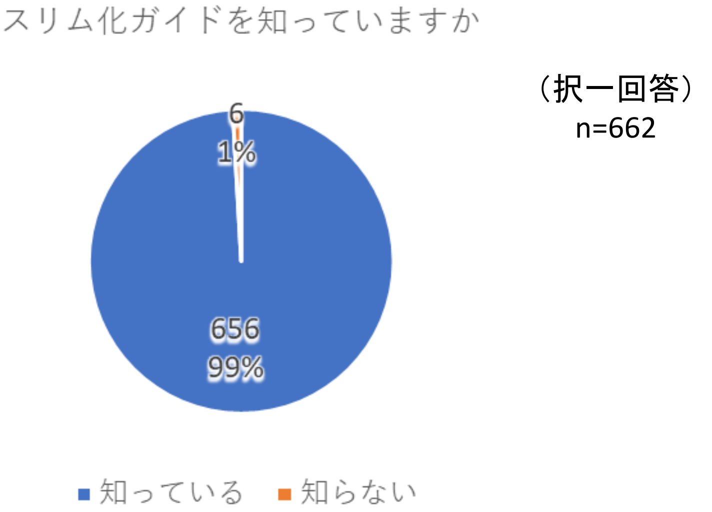

Q1-2　スリム化ガイド情報入手方法

【アンケート結果】

発注者からの情報提供　50%
関東地方整備局ホームページ　26%
事務所や出張所のパンフレット置き場　20%
建設業団体からの情報提供　2%

【その他】・社内共有など

発注者が、受注者に対し積極的に情報提供し、周知できていることが確認できた。

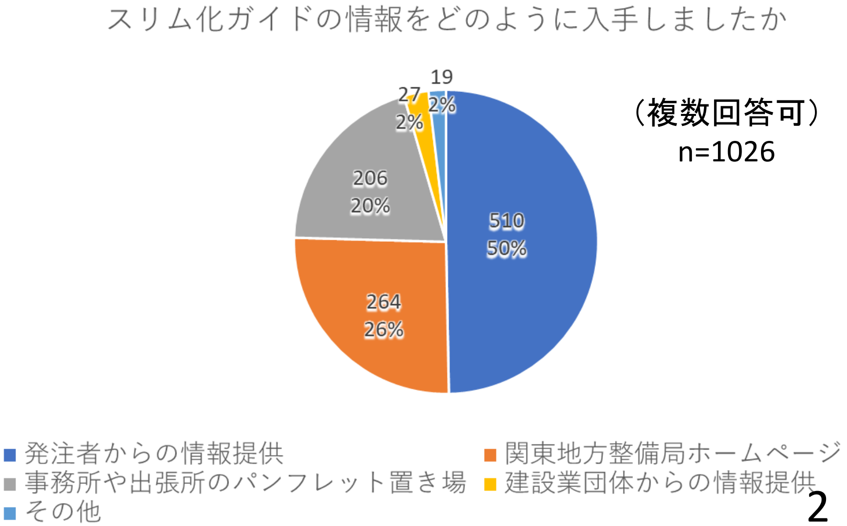

土木工事電子書類スリム化ガイド　アンケート結果について

Q2　スリム化ガイドわかりやすさ

【アンケート結果】

“とてもわかりやすい”、“わかりやすい”という回答が 95%。

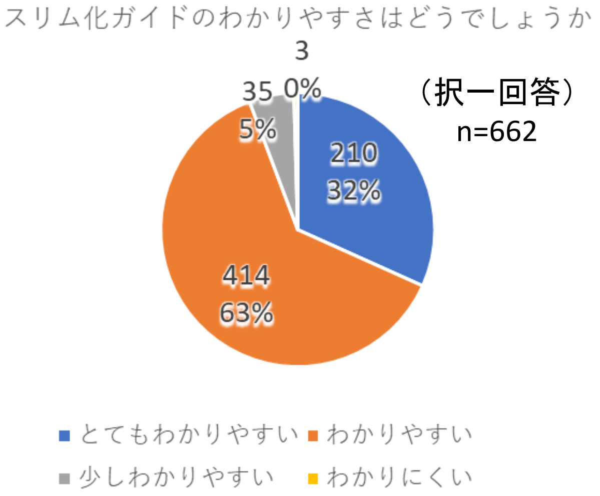

【主な意見】

◇必要な書類だけでなく、今までは必要であったが今後は不要である書類についても記載があるので、発注者とのすり合わせがスムーズに行えた。
◇作成すべき書類で添付の要不要等がわかりやすく記載されている。
◆イラストや参考資料を添付されてわかりやすい様に気を使われているのが分かるが、1ページに盛りだくさん内容が書き込まれた箇所が分かりにくい。

スリム化ガイドは受注者から“わかりやすい”と好評を得ており、工事電子書類のスリム化（簡素化）に寄与していることが確認できた。

Q3-1　設計審査会（工事着手前）開催状況

※スリム化ガイドでは、工事着手前の設計審査会において、受発注者間の書類作成の役割分担を明確化することとしています。

※維持工事を含む全ての工事を対象とし、スリム化ガイドにおいても記載し周知を図っているところです。

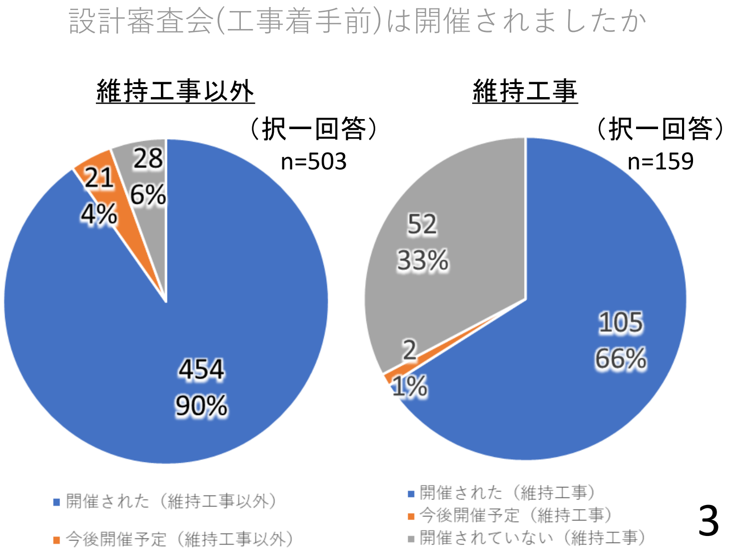

【アンケート結果】

（維持工事以外）

“開催された”、“今後開催予定”という回答が 94%。　“開催されていない”という回答が6%。

（維持工事）

“開催された”、“今後開催予定”という回答が 67%。　“開催されていない”という回答が33%。

維持工事では、工事着手前の設計審査会が開催されていない事例が33%あることから引き続き、全ての工事において設計審査会を開催するよう、周知徹底を図る。

土木工事電子書類スリム化ガイド　アンケート結果について

Q3-2　設計審査会（工事着手前）開催方法

【アンケート結果】

Web会議による開催　29%

Web・対面の併用開催　13%

対面開催　58%

Webシステムを活用しているのは約4割と半数以下であったことから、更なる時間の有効活用を図るため、積極的なweb活用を引き続き推進する。

設計審査会(工事着手前)はどのような方法で開催しましたか

（択一回答）
n=556
（3件は未回答）

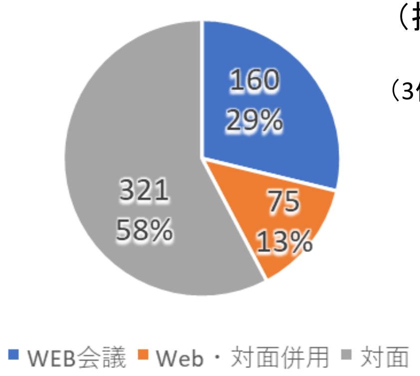

Q4-1　設計審査会（工事着手前）における役割分担の明確化

【アンケート結果】

“明確化できた”という回答が 94%。

“一部明確化できなかった”という回答が 6%。

“全く明確化できなかった”という回答が ほぼ0%。

【明確化出来なかった理由】

・設計審査会で役割分担したが、発注者がそのとおりに実施しなかった。

・役割分担が曖昧にされ、発注者の都合のいい解釈をされた。

・役割分担どおりに実施したが、発注者から資料作成に対する過度な要求があった　など

一部を除き、ほとんどの工事で明確化できていることが確認できた。

書類作成の役割分担は明確化できましたか

（択一回答）
n=553
（6件は未回答）

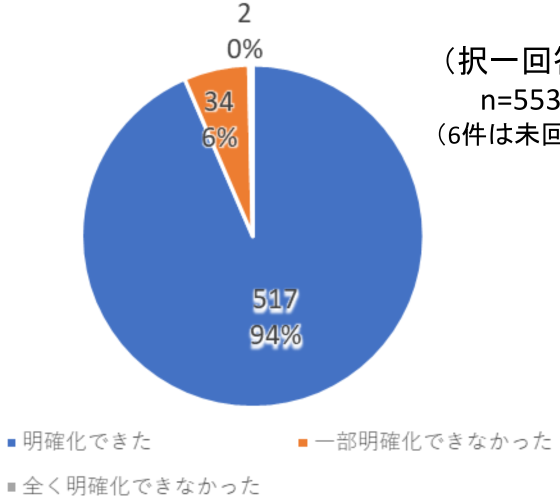

土木工事電子書類スリム化ガイド　アンケート結果について

Q4-2（1）　設計図書修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）についてどのように対応しましたか。

【アンケート結果】

役割分担が発注者であり発注者が対応　29%

役割分担が発注者であったが受注者が対応　10%　→　Q4-2(2)へ

役割分担が受注者であり受注者で対応　10%

構造計算の伴うものや大幅な修正がなかった　41%

【その他】・三者会議を行い、内容確認の上役割分担を決め対応した。

・発注者・受注者両方で負担した。　など

条件明示と現地の不整合の対応

（択一回答）
n=662

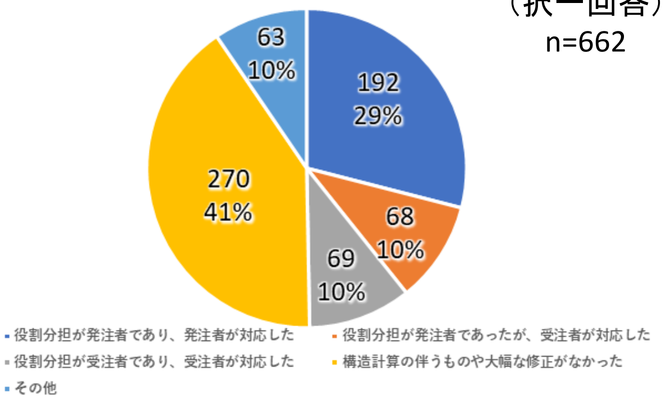

Q4-2（2）　構造計算の伴うものや大幅な修正について、「役割分担が発注者であったが受注者が対応した」を選んだ場合の費用負担

【アンケート結果】

費用を見てもらえた　53%

費用を見てもらえなかった　47%　→　Q4-2(3)及び(4)へ

役割分担が発注者であったが、
受注者が対応した場合の費用分担

（択一回答）
n=64
（4件は未回答）

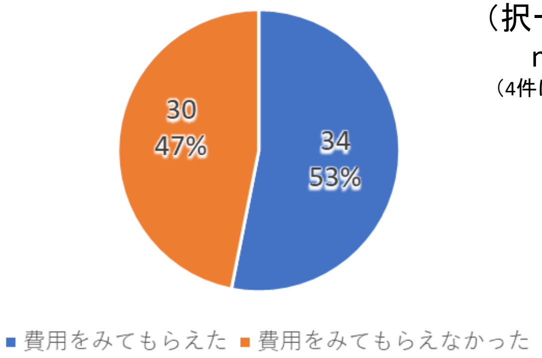

土木工事電子書類スリム化ガイド　アンケート結果について

Q4-2（3）　費用を見てもらえなかった場合の、具体的に実施した、設計図書の修正内容（構造計算の伴うものや大幅な修正）

【主な事例】

1）地盤改良を実施するため必要な仮設切り回し道路の計画について図面の作成及び修正業務。
2）大型標識の基礎構造と支持力計算・強度計算書。
3）変更契約図は発注者が作成することになっていたがすべて受注者にて作成及び度重なる修正を行いその都度かかった費用を渡していたが最終的には90枚中8枚分しか計上されず工事数量総括表にも標記がなかった。
4）擁壁床付け面の支持力が不足していたため、地盤改良等の工法検討と安定計算を求められた。
5）排水構造物の施工にあたり、当初設計図面による施工では施工を行うことが不可能であり、且つ構造的にも耐えられない計画であったため、受注者で変更図面を作成。

Q4-2（4）　費用を見てもらえなかった理由

【アンケート結果】

過度な負担ではなかったため請求しなかった　32%

発注者側で「構造計算の伴うものや大幅な修正ではない」と判断された　18%

発注者側が計上し忘れた　0%

その他　50%

【その他】・今後計上予定　または　未定

・費用については、何かあった際の責任の所在が当方にあると言われたくないのであえて頂かなかった。

・設計審査会で説明するために図面を作成していたため、その資料を流用して協議資料を作成した。

請求しなかったケースが32%あることから、引き続き設計変更ガイドラインの周知徹底を図る。

（択一回答）
n=28
（2件は未回答）

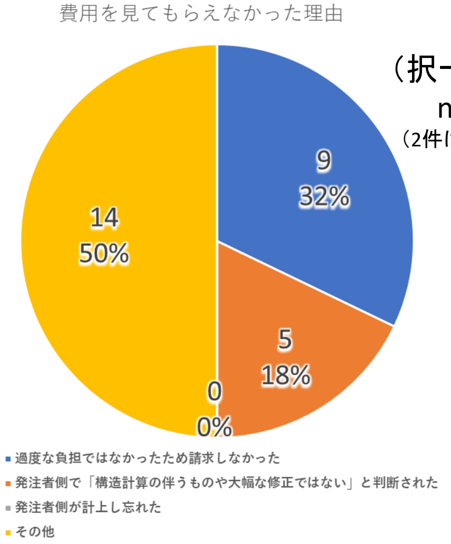

土木工事電子書類スリム化ガイド　アンケート結果について

Q5-1　工事打合せ簿や設計審査会での説明の際に、動画や遠隔臨場を活用しましたか

【アンケート結果】

活用した（受注者から動画や遠隔臨場の活用を発議）　12%
活用した（発注者から動画や遠隔臨場の活用を発議）　9%
→ Q5-2へ

実施を検討中　18%

実施していない　61%

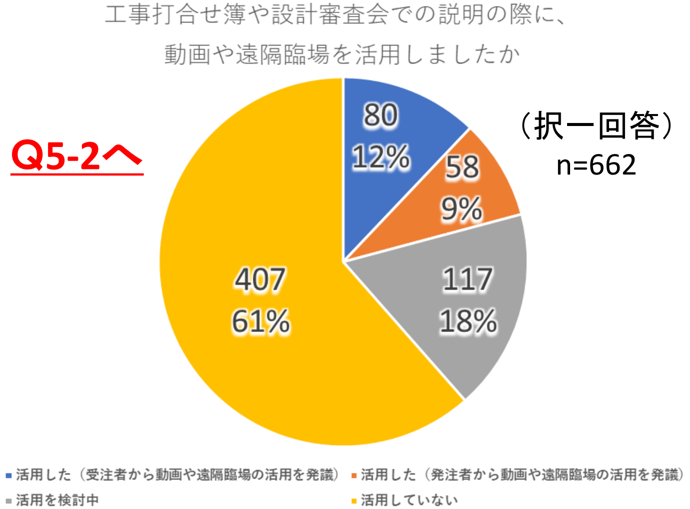

Q5-2　Q5-1の質問にて「活用した」を選択した場合の効果

【アンケート結果】

説明時間の短縮に効果があった　50%

説明資料の削減に効果があった　16%

説明時間の短縮、説明資料の削減両方に効果があった　27%

今回は効果が無かった　1%

その他　6%

【その他】・資料に関してペーパーレスで行うことができた。

・カメラのアングルやピント合わせおよび通話時の通信状態が課題。 など

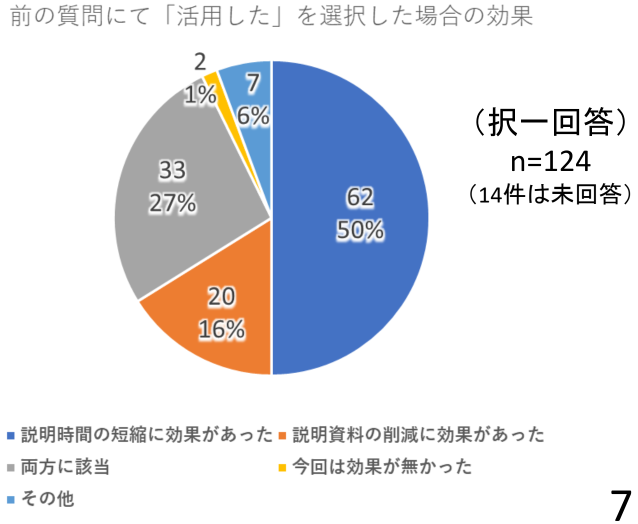

説明時間の短縮や説明資料の削減を目的に、引き続き動画や遠隔臨場の活用を推進する。

Q6-1　発注者側から、スリム化ガイドの目的に明らかに逆行もしくは記載内容に明らかに反した指摘を受けた事例

【主な事例】

・材料確認は設計図書において指定された材料のみで良いところ、指定材料以外の物の確認を要求された。

・立会確認事項にない事項においても現場技術員に要求され工事の進捗の妨げとなった。
現場技術員が現地立会を好み未だに現地立会が多い。対面での説明を多く求められる。資料も紙資料を受注者側にて都度準備している。

・臨場確認時の写真の添付や、立会した結果を再度データ入力しASPに添付するように指導された。

・品質証明書への押印、自筆での名前等の記載を求められた。
また、品質証明書の通り品質証明員が確認を実施していることを確認できる根拠資料の提示を求められた。

・工事完成図の製本及びCD-R等の電子媒体での提出を求められた。

・検査用のダイジェスト版の作成を要求された。

・書類限定検査の際に、10種類以外の書類（建退共の受け払い状況や下請けの月ごとの出来高確認方法、安全関係処理の紙ファイル等）を要求された。

・設計審査会をはじめ各種打合せは電子モニターやタブレット等を活用と記載されているにも関わらず、紙資料での説明を求められた。

・下請業者の施工体制台帳にて、主任技術者の資格証明書や実務経歴、雇用関係の書類添付を求められた。

「土木工事電子書類スリム化ガイド」及び「土木工事電子書類作成マニュアル」は特記仕様書に基づく”契約図書”であることを周知徹底します。

土木工事電子書類スリム化ガイド　アンケート結果について

Q6-2　Q6-1の指摘を受けた際、スリム化ガイドを発注者側に見せて解決しましたか

【アンケート結果】

解決した　26%

解決しなかった（納得してもらえなかった）　5%

解決しなかった（納得してもらえたがお願いベースで指摘があった）　12%

見せていない　57%

スリム化ガイドを発注者側に見せていないケースが過半数となっていることから、スリム化ガイドに反する指摘等があった場合の運用を今後検討します。

スリム化ガイドを発注者側に見せて解決しましたか

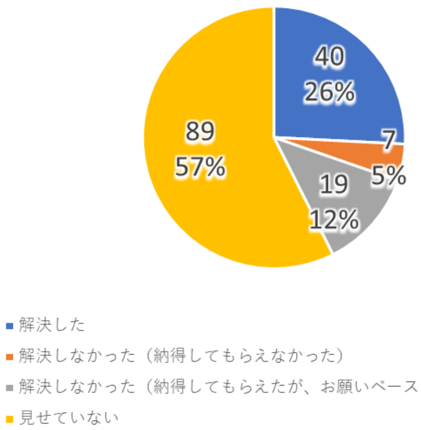

（択一回答）
n=155
（507件は未回答）

Q6-3　スリム化ガイドの記載について、発注者側で都合のいい解釈をされた事例

【主な事例】

- 協議書が<u>必要かもしれない</u>という理由で作成を要求された。
- 作成不要だが<u>あったほうが良い</u>と言われた。
- 協議資料の説明用の補足資料の要求を受けた。
- 設計審査会後に本局への説明資料などで、過去に遡った資料やより詳細な資料等を要求された。
- 協議資料に添付する書類は必要最小限かつ簡潔で良いとなっているが、内容確認のために多数の写真や詳細図面等を必要最小限と解釈され、過度な資料を要求された。

スリム化ガイドの内容を発注者側で拡大解釈し受注者へ過度な負担とならないよう周知徹底します。

土木工事電子書類スリム化ガイド　アンケート結果について

Q6-4　発注者側から、スリム化ガイドに記載がないが受注者にとって過度な負担もしくは作業の手戻りとなるような指摘を受けた事例

【主な事例】

・品質及び出来形の様式を他社の様式に合わせ作成する様に指示された。
・スリム化ガイドや書類作成マニュアルに明記がないが、自社の様式で作成したところ過年度資料や他業者のものと合わせるように指示され、作業の手戻りが生じた。
　例）週休2日制の報告書、工事のお知らせ(回覧チラシ)、熱中症対策に資する現場管理費の補正報告書、設計照査様式、
　　　設計審査会資料　　など
・ここをこう直してほしいと明確にしていただければ、同じ書類を何度も直さなくて済みます。また別の個所で指摘を受けて再度直すというようなことが何度も続く。

【その他の負担となった事例】
・金曜日の16時ごろに図面の修正指示がメールであり、月曜日に提出を求められる事例が多くある。
・ワンデーレスポンスの実施について、協議事項についてその日のうちに回答日もなく、こちらから訪ねてもなかなか回答が返ってこないことが度々あった。
・設計審査会開催までに、出張所での打合せ→事務所担当課での打合せ→本打合せと3段階行っており、その都度、打合せ、内容説明、打合せ資料の修正が発生しており、時間と労力を消費している。
・会計検査院が確認するのに必要だからとの理由で、応急処理作業工で使用する機械、材料、労務メンバーの写真を求められた。
・発注者用の所内会議資料作成（毎月）、関係する第三者への説明資料作成（施工ステップのマンガ化）を求められた。
・現場技術員より、監督職員が検査職員に検査前に説明する資料として、中間技術検査対象範囲図及び数量内訳書の他に、検査時に測定可能箇所の図面明示や、出来形管理図表の中で測定可能箇所をピックアップをした書類の提出を求められた。
・発注者の異動に伴い、今までの協議の経緯の説明や関係機関協議の経緯を説明するのが負担となる。発注者側で、ある程度は引継ぎしてほしい。
・当初設計からの変更事項について説明を受けたが、本来なら発注者側から先行指示されるべきところ、「その変更の内容を精査して受注者側から協議してください」と当然のように指示があった。

受注者の作業の手戻りにならないよう、様式の指定が必要な場合は速やかに行うことを周知徹底します。
また、受注者にとって過度な負担とならないよう、引き続きスリム化ガイドの改善等を図ります。

土木工事電子書類スリム化ガイド　アンケート結果について

Q6-5　いわゆる「ローカルルール」により、スリム化ガイドで不要としている書類を作成させられましたか

【アンケート結果】

はい　6%

いいえ　94%

【具体な書類名】

- 工事履行報告書への実施工程表の添付
- 施工体制台帳における役割分担表
- 電子納品のCDデータ
- ASP選定の書類
- ダイジェスト版
- 完成図の製本　　など

いわゆる「ローカルルール」により、スリム化ガイドで不要としている書類を作成させられましたか

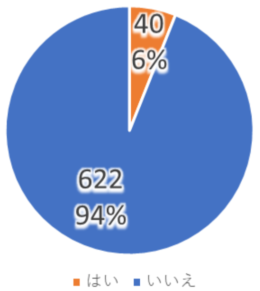

（択一回答）
n=662

Q6-6　いわゆる「ローカルルール」により、土木工事書類作成マニュアルに基づく標準様式と異なった独自様式の指定はありましたか

【アンケート結果】

標準様式の代わりに、独自様式を指定された　3%

標準様式に加え、独自様式を追加で求められた（実質的に2重提出）　1%

独自様式は無かった　96%

【標準様式以外で独自様式を指定された具体な様式名】

- 週間工程表
- 設計照査様式
- 週休2日制集計表
- 維持工、応急処理工報告書
- 設計変更時の変更内容シート
- 真夏日集計表　　など

いわゆる「ローカルルール」により、土木工事書類作成マニュアルに基づく標準様式と異なった独自様式の指定はありましたか

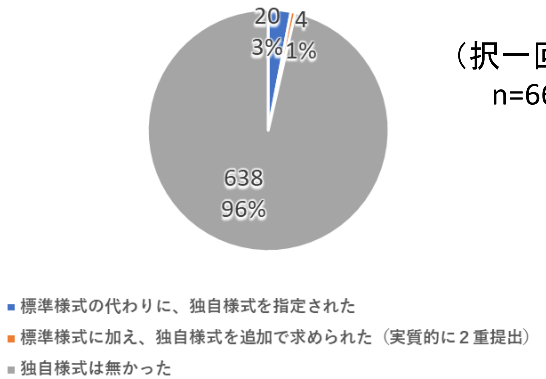

（択一回答）
n=662

Q6-7　Q6-6の質問で「独自様式を指定された」を選択した場合、監督職員等から事前の様式指定はありましたか

【アンケート結果】

事前の指定があった　50%

事前の指定がなく、作業の手戻りが生じた　44%

独自様式であるのを元々知っていた　6%

受注者の作業の手戻りにならないよう、様式の指定が必要な場合は速やかに行うことを周知徹底します。

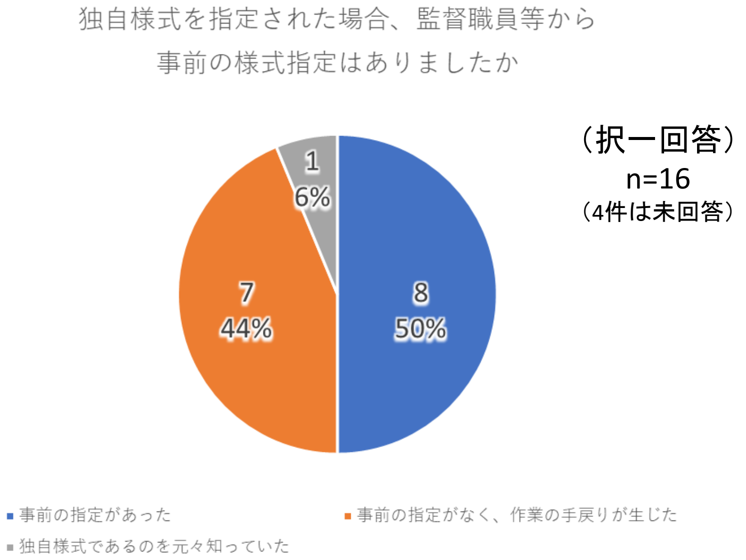

土木工事電子書類スリム化ガイド　アンケート結果について

工事書類作成に関する更なる改善要望

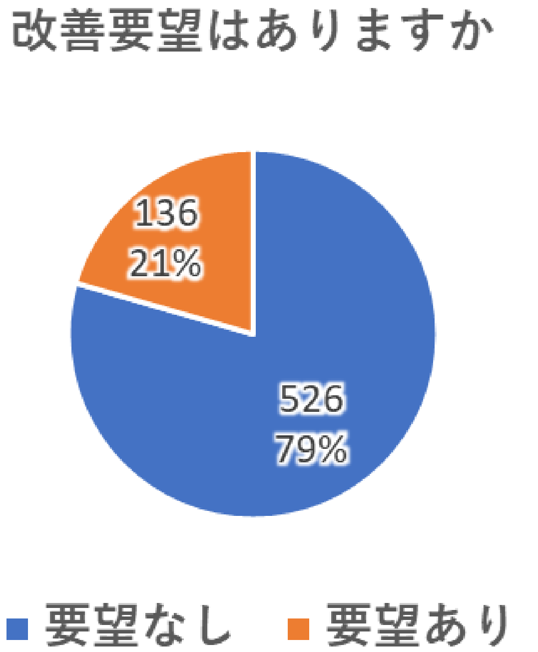

※具体的な要望内容が記載されていたものを集計しています。

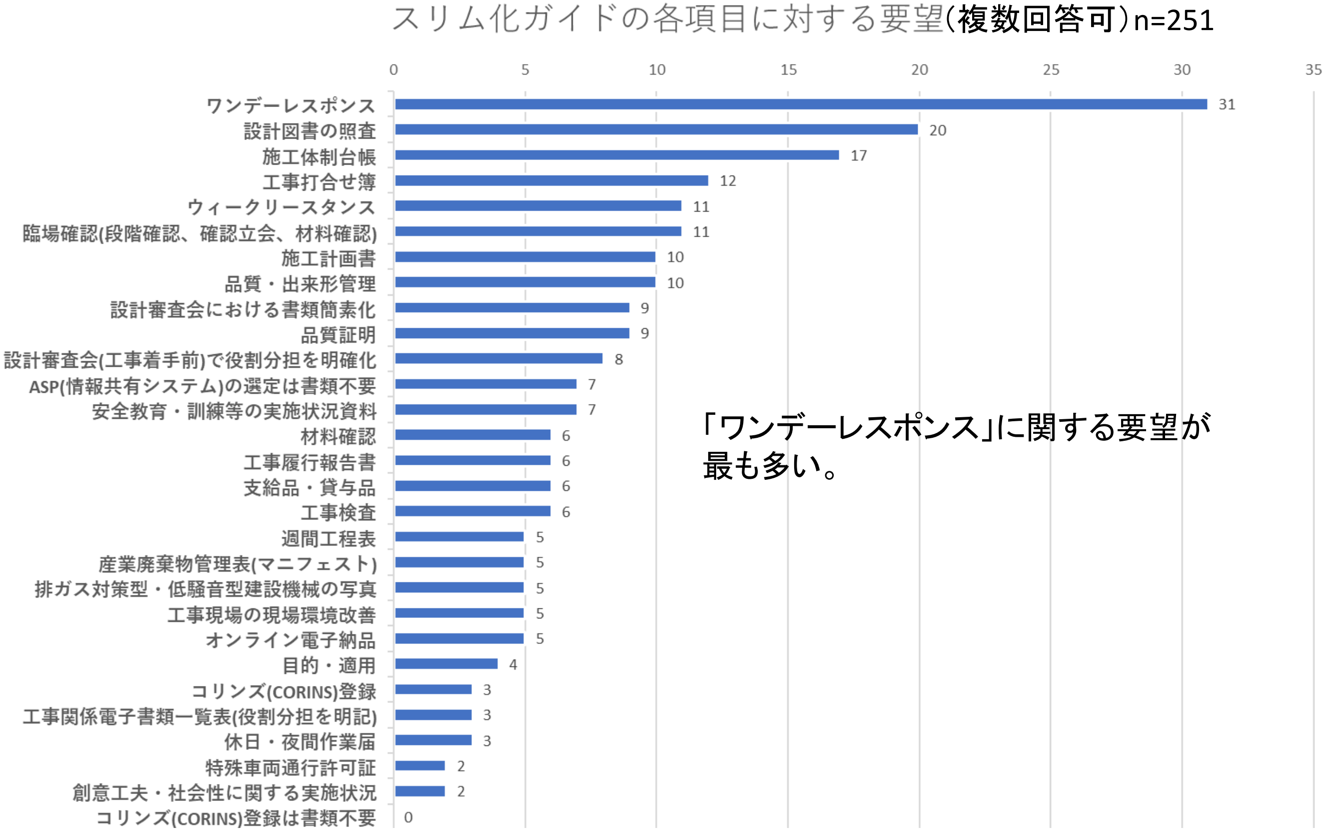

「ワンデーレスポンス」に関する要望が最も多い。

【アンケート結果】

（主な意見）
- ワンデーレスポンスが定着されていないようです。
- ウィークリースタンスの実施がまだ発注者に浸透仕切っていないと思われる。
- 桁製作期間の段取り中で現場作業が半年後の状況でも、毎週週間工程表の提出を求められている。
- 施工計画書提出後、新規工種別に詳細施工計画書を作成･提出している場合、最終的に変更施工計画書として統合する必要があるかが担当者で意見が異なることがあるので統一して頂きたい。
- 事務所⇒本局資料作成について追加が発生した場合は、その資料作成費用を協議することが出来るようにしていただきたい。
- 大規模現場だと、下請会社が多くなります。本工事では、現在86回の施工体制台帳を提出しており、大変時間を要しています。